私立専修学校専門課程授業料等減免補助金交付要綱

（通則）

第１　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号。以下「法」という。）第７条第１項の確認を受けた岩手県内に所在する私立専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）の設置者に行う法第８条第１項の規定に基づく授業料等の減免（以下「授業料等減免」という。）に要する費用の交付については、法、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第６号。以下「省令」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、授業料等減免費負担金交付要綱（令和２年３月27日文部科学大臣決定）及び岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という｡）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

　（目的）

第２　この補助金は、専門学校の設置者における授業料等減免に要する費用を交付し、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

（交付の対象及び補助額）

第３　第１に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第４　補助金の交付を受けようとする専門学校の設置者は、別に定める期日までに、様式第１号による交付申請書を知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第５　知事は、第４の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付又は不交付の決定を行わなければならない。この交付の決定を行う場合において、知事は、様式第２号による交付決定通知書により専門学校の設置者に通知するものとする。

２　知事は、前項に基づいて交付の決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

　（申請の取下期日）

第６　規則第８条第１項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

２　専門学校の設置者は、前項の規定に基づいて申請の取下を行う場合は、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（契約等）

第７　専門学校の設置者は授業料等減免に係る業務及びこれに附帯する業務を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、授業料等減免の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（交付の変更）

第８　専門学校の設置者は、第５第１項の交付決定の内容及び配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第３号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が交付目的の達成をより効率的にする場合で、授業料等減免の目的を変えない範囲内において行う場合は、この限りでない。

２　知事は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、交付の変更を承認するときは、様式第４号による変更交付決定通知書により、専門学校の設置者に通知するものとする。

３　知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付すことができるものとする。

（中止又は廃止）

第９　専門学校の設置者は、授業料等減免を中止し又は廃止しようとするときは、様式第５号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（遅延の届出）

第10　専門学校の設置者は、授業料等減免が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は授業料等減免の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第６号による遅延報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（立入検査等）

第11　知事は、予算の執行の適正を期するため、専門学校の設置者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その学校等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（実績報告）

第12　専門学校の設置者は、補助金の対象である授業料等減免の費用の支弁が完了したときは、その日（第９の規定による廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認の日）から30日を経過した日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに、様式第７号による実績報告書、その他の書類（第13において「報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。

（額の確定等）

第13　知事は、報告書等の提出を受けたときは、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第８号による補助金の額の確定通知書により専門学校の設置者に通知するものとする。

２　知事は、専門学校の設置者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、専門学校の設置者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

３　前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

４　前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第14　補助金の支払は、原則として第13第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

２　専門学校の設置者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第９号又は第10号による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第15　知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第５に規定する交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(１)　専門学校の設置者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令もしくは本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合

(２)　専門学校の設置者が、補助金を授業料等減免以外の用途に使用した場合

(３)　専門学校の設置者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

(４)　交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

２　知事は、前項の取消又は変更を行った場合には、既に交付した補助金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

３　知事は、第１項第１号から第３号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、専門学校の設置者に対し、当該命令に係る補助金を専門学校の設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を専門学校の設置者が納付する日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、第13第３項及び第４項の規定を準用する。

（書類の整備など）

第16　専門学校の設置者は、補助金の経理についての帳簿を備え、当該補助金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　専門学校の設置者は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を授業料等減免の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（調書）

第17　専門学校の設置者は、補助金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

（その他）

第18　この要綱に定めるもののほか、当該補助金の交付に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附　則

　この要綱は、令和２年４月９日から施行し、令和２年度の事業から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年10月７日から施行する。

別表（第３関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費 | 補助額 |
| 法第８条第１項の規定に基づき、専門学校の設置者が省令で定める基準及び方法により特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認定した者に授業料等減免を行うために要する経費 | 定額 |